

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月 25 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 2 月 27 日

愛知県知事 大村 秀章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
岡崎市（権利設定）	11 者	合歓木町字池田 278 番ほか 62 筆
岡崎市（権利移転）	1 者	牧平町字下モ田 97 番 1 ほか 1 筆
碧南市（権利設定）	16 者	江口町 3 丁目 18 番 1 ほか 26 筆
刈谷市（権利設定）	5 者	一番町 2 丁目 85 番ほか 23 筆
西尾市（権利設定）	31 者	吉良町饗庭東丁畑 8 番ほか 172 筆
知立市（権利設定）	12 者	上重原町恩田 224 番 1 ほか 180 筆
額田郡幸田町（権利設定）	34 者	大字坂崎字櫓畑 86 番ほか 157 筆
額田郡幸田町（権利移転）	1 者	大字坂崎字平蔵脇 107 番ほか 1 筆